

## 豊中市木造賃貸住宅等の建替えに係る補助金交付 要綱

### (目的)

第1条 この要綱は国が定める住宅市街地総合整備事業制度要綱に基づき、重点整備地区内における木造賃貸住宅等の建替えを促進するため、本市が実施する補助金の交付に関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 重点整備地区 本市の区域内において住宅市街地総合整備事業制度要綱第5に基づき住宅市街地整備計画に定める重点整備地区（別表第1）をいう。
- (2) 木造賃貸住宅等 昭和56年5月31日以前に建てられた木造共同建て、木造長屋建て及び木造重ね建ての賃貸住宅（賃貸住宅の用に供する部分を有する建築物を含む。）並びに健全な住宅地区の形成上市長が特に建替えを必要と認める建築物をいう。
- (3) 共同建替え 木造賃貸住宅等の所有者等（権利の設定登記がなされているものに限る。以下同じ。）が2人以上共同して行う建替えをいう。ただし、1親等以内の関係にないこと。
- (4) 協調建替え 木造賃貸住宅等の所有者等が2人以上一体性に配慮した設計に基づいて、各個の敷地で行う建替えをいう。なお、建替えの時期が異なる場合には、計画期間中にすべての建替えが完了することが確実であること。
- (5) まちづくり建替え 共同建替え及び協調建替えをいう。

### (交付対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、重点整備地区内においてその所有に係る木造賃貸住宅等（市が実施する他の補助制度により、除却に係る補助金等の交付を受けていないものに限る。）を除却し、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める住宅に建替えを行う者とする。ただし、市長が必要と認めるときは、

別表第4を適用できる。

- (1) 除却等費補助金 別表第2又は別表第4の表の各号のいずれかに適合する住宅。
  - (2) 建築設計費補助金 別表第2又は別表第4の表の各号のいずれかに適合する住宅。
  - (3) 共同施設整備費補助金 別表第2(2)、別表第2(3)又は別表第4に適合する住宅。ただし、別表第2(2)及び別表第4(1)の誘導建替えにあつては、別表第6の共同施設整備費補助金のうち空地等整備費に限る。
- 2 前項各号に掲げる補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)及びその額は別表第6のとおりとする。
  - 3 前項に規定する補助事業は、次条の規定による申込みのあった日の属する年度の末日までに完了するものでなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(事前協議と交付の申込み)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、事前協議書(第1号様式)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の事前協議終了後、規則第3条の規定により補助金等交付申込書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 3 補助金等交付申込書を市長に提出する場合には、規則第3条第3号に規定する書類として、次の各号に掲げるものを添付しなければならない。
  - (1) 付近見取図
  - (2) 建築計画図
  - (3) その他、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、規則第4条に規定する補助金の交付を決定する場合においては、当該申込みの内容について、この要綱及びこれに基づく別の定めの規定に適合するものであることを確認して行う。

(交付の条件)

第6条 市長は、補助金の交付を決定する場合においては、規則第5条の規定に基づき、次の条件を付す。

- (1) 補助事業の内容を変更(市長の認める軽微な変更を除

く。)しようとする場合においては、市長の承認を受けること。

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の続行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 当該補助金に係る収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助金の対象となった事業の完了する日の属する年度の末日から5年間保存すること。
- (5) 補助事業に係る間接補助に付された条件の履行に必要と認められる事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

(交付決定通知書等)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第6条の規定に基づき、速やかに補助金等交付決定通知書（別記様式第2号）により当該申込者に通知する。

2 市長は、補助金の不交付を決定したときは、速やかに補助金等不交付決定通知書（第2号様式）により当該申込者に通知する。

(補助事業の中止・廃止承認申込み)

第8条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「補助金交付決定対象者」という。）は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合において第6条第3号の市長の承認を受けようとするときは、補助事業中止・廃止承認申込書（第3号様式）により行わなければならない。

(補助事業の内容の変更申込み)

第9条 補助金交付決定対象者は、補助事業の内容を変更しようとする場合において、第6条第1号の市長の承認を受けようとするときは、補助事業変更承認申込書（第4号様式）により行わなければならない。

2 市長は、前項の補助事業変更承認申込書の提出があったときは、その内容を審査し、承認・不承認を決定するとともにその旨を補助事業変更承認・不承認通知書（第5号様式）により当該申込者に通知する。

3 市長は、前項の規定により変更の承認を決定する場合において必要と認めるときは、条件を付することができる。

(交付決定の取消し・変更)

第10条 市長は、規則第8条に規定する補助金の交付の決定の全部もしくは一部の取消し又はその内容もしくはこれに付した条件の変更を行う場合においては、補助金交付決定取消・変更通知書(第6号様式)により補助金交付決定対象者にその旨を通知する。

(着手届)

第11条 補助金交付決定対象者は、補助事業に着手するときは、あらかじめ着手届(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助金交付決定対象者は、規則第10条に規定する実績報告書(別記様式第3号)を市長に提出する場合には、同条第2号に定める書類として、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるものを添付しなければならない。

- (1) 除却等費補助金 借家人補償金の支払いを証する書類、除却工事契約書、契約代金の支払いを証する書類、工事完了現場写真
- (2) 建築設計費補助金 建築計画図書、建築設計委託契約書、契約代金の支払いを証する書類
- (3) 共同施設整備費補助金 工事完成写真(外観及び内部)、建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し、建設工事請負契約書、契約代金の支払いを証する書類

2 市長は、特に必要と認めるときは、前項に掲げるもののほか、参考となる書類の提出を求めることができる。

3 市長は、規則第10条に規定する実績報告書の提出があった場合においては、その内容を審査し、この要綱及びこの要綱に基づく別の定めの規定並びに交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金等交付確定通知書(別記様式第4号)により補助金交付決定対象者に通知する。

(請求)

第13条 補助金交付決定対象者は、前条第3項に規定する通知を受けたときは、規則第9条第2項の規定に基づき、補助金交付請求書(第9号様式)により、補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(返還)

- 第14条 市長は、規則第13条に規定する場合のほか、木造賃貸住宅等の建替えが完了する見込みがなくなった場合においては、補助金の交付の決定を取消し、既に交付された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 2 規則第13条及び前項の規定により補助金の返還を命ぜられた者(以下「補助金等返還者」という。)は、当該命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金(100円未満の場合を除く。)を本市に納付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、加算金の納付を免除することができる。
- 3 補助金等返還者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を本市に納付しなければならない。

(地位の承継)

- 第15条 補助金交付決定対象者は、木造賃貸住宅等の譲渡その他の事由が生じたときは、市長の承認を得て、その地位を承継させることができる。
- 2 前項に規定する地位の承継について、市長の承認を受けようとする者は、地位承継承認申込書(第10号様式)により、地位の承継を受けようとする者に係る当該権利を証する書類及び他の補助金交付決定対象者の同意を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 3 前項に規定する地位承継承認申込書が提出されたときは、市長は、その承認・不承認を決定し、地位承継承認・不承認通知書(第11号様式)により、当該申込者に通知する。

(代表者の選任)

- 第16条 複数の木造賃貸住宅等の所有者等が補助事業を行おうとする場合は、そのうちから代表者を選任し、市長に届け出ることにより、規則及びこの要綱に定める補助金に関する手続き(第15条に規定する地位の承継に係る手続きを除く。)を当該代表者によって行わせることができる。この場合において当該手続きは、木造賃貸住宅等の所有者等全員によ

って行われたものと見なす。

2 前項の届出は、代表者選任届（第12号様式）により行わなければならない。代表者を変更する場合又は第15条の規定により地位の承継が行われた場合においても同様とする。

3 代表者が選任された場合において、規則及びこの要綱に基づき市長が行う手続きは、すべて代表者を相手方とする。

第17条 共同施設整備費補助金に係る第12条に規定する実績報告書を提出する場合においては、あらかじめ、当該補助事業について完了検査を受けなければならない。

第18条 除却等費補助金の交付を受けた者は、当該木造賃貸住宅等の建替えが完了したときは、建替事業完了届（第13号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、共同施設整備費補助金の交付を受ける場合を除く。

2 市長は、前項に規定する建替事業完了届の提出があった場合においては、その内容を審査し、この要綱及びこの要綱に基づく別の定めの規定並びに交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、建替完了確認通知書（第14号様式）により当該建替事業完了届を提出した者に通知する。

（関係法令等の遵守）

第19条 補助金交付決定対象者は、法令等を遵守するとともに、当該補助事業の敷地内又はその周辺で実施又は予定されている公的事業の所管部署と十分な協議を行い、その指示に従わなければならない。

（施行細目）

第20条 この要綱に定めのない事項については、別に市長が定める。

付 則

1 この要綱は、昭和59年1月27日から実施する。

2 この要綱の実施の日前においてなされた規則に基づく、豊中市木造賃貸住宅総合整備地区木造賃貸住宅等の建替に係る補助金に関する手続きは、同規則に基づくこの要綱による補助金に関する手続きとみなす。

付 則

1 この要綱は、平成元年2月1日から実施する。

付 則

- 1 この要綱は、平成3年4月1日から実施する。  
付 則
- 1 この要綱は、平成5年4月1日から実施する。  
付 則
- 1 この要綱は、平成6年6月23日から実施する。  
付 則
- 1 この要綱は、平成9年4月1日から実施する。  
付 則
- 1 この要綱は、平成10年4月1日から実施する。  
付 則
- 1 この要綱は、平成13年4月1日から実施する。  
付 則
- 1 この要綱は、平成14年4月1日から実施する。  
付 則
- 1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。  
付 則
- 1 この要綱は、平成18年10月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の日前においてなされた規則に基づく、  
豊中市密集住宅市街地整備促進地区木造賃貸住宅等の建替  
に係わる補助金に関する手続きは、同規則に基づくこの要  
綱による補助金に関する手続きとみなす。  
付 則
- 1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。  
付 則
- 1 この要綱は、平成24年3月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の日前においてなされた規則に基づく、  
豊中市住宅市街地総合整備地区木造賃貸住宅等の建替えに  
係わる補助金に関する手続きは、同規則に基づくこの要綱  
による補助金に関する手続きとみなす。  
付 則
- 1 この要綱は、平成25年3月29日から実施する。
- 2 この要綱の実施の日前においてなされた規則に基づく、  
豊中市老朽木造賃貸住宅等の建替えに係わる補助金に関す  
る手続きは、同規則に基づくこの要綱による補助金に関す  
る手続きとみなす。  
付 則
- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

別表第1

|        |   |
|--------|---|
| 重点整備地区 | 豊中市野田町、庄内東町1～6丁目、庄内西町1～5丁目、<br>庄内幸町1～5丁目、庄内栄町1～5丁目、日出町1～2丁目、<br>三国1～2丁目、三和町1～4丁目、大黒町1～3丁目、<br>島江町1～2丁目、千成町1～3丁目、神州町、名神口2丁目の一部、<br>名神口3丁目、庄内宝町1～3丁目、庄本町1～4丁目、<br>二葉町1～3丁目、大島町1～3丁目、<br>豊南町東1～4丁目、豊南町西1～5丁目、豊南町南1～6丁目 |
|--------|---|

別表第2

|          |       |   |
|----------|-------|---|
| 個別建替え    | (1) ア | 耐火構造又は準耐火構造の賃貸住宅であること。  |
|          | イ     | 重ね建て住宅、連続住宅又は共同住宅であること。   |
|          | ウ     | 各戸の住戸専用面積(廊下及び階段等の共用部分並びにバルコニーの床面積を除く。ただし、パイプスペース、メーターボックスは入れる)が40㎡以上120㎡以下であること。ただし、単身者用の住宅にあっては住戸専用面積が25㎡以上であること。 |
|          | エ     | 各戸が2以上の居住室を有するものであること。ただし、単身者用の住宅においては、1以上の居住室を有すること。   |
|          | オ     | 各戸が、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。ただし、水洗便所については独立して設けること。  |
|          | カ     | 別表第3に記すバリアフリー基準に適合すること。   |
|          | キ     | 敷地面積が150㎡以上であること。   |
| 誘導建替え    | (2) ア | (1)のアからカに該当すること。ただし、エの単身者用住宅に関しては全住戸数の2分の1までとする。  |
|          | イ     | 原則として地上階数3階以上であること。   |
|          | ウ     | 敷地面積が200㎡以上であること。   |
| まちづくり建替え | (3) ア | 共同建替え、協調建替えであること。   |
|          | イ     | (2)のアからイに該当すること。  |
|          | ウ     | 敷地面積が200㎡以上であること。ただし、協調建替えの場合にあっては、敷地面積の合計が300㎡以上かつ道路、広場、屋外駐車場等の有効空地が原則として敷地面積の10%以上確保されること。                        |
|          | エ     | 協調建替えの場合においては、形態又は意匠で一体性に配慮した計画であること。   |

別表第3 バリアフリー基準

|  |       |   |
|--|-------|---|
| す住<br>宅共<br>用の<br>通行<br>部分<br>の用<br>に供 | (1) ア | 廊下の幅及び床の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであり、廊下に段差がある場合は、傾斜路が設けられていること。  |
|  | イ     | 階段の踏面及びけあげの寸法並びに踏面の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであること。   |
|  | ウ     | 階段には、補助手摺が設けられていること。また、廊下は、少なくとも補助手摺を設けることができる構造のものであること。<br>廊下及び階段は、手摺の設置等落下防止のための措置が講じられたものであること。 |

別表第4

|                            |   |
|----------------------------|---|
| <p>(1)</p> <p>誘導建替え</p>    | <p>ア 別表第2(1)のアからカに該当すること。ただし、単身者用住宅に関しては、全住宅戸数の2分の1までとする。</p> <p>イ 原則として、地上階数3階以上であること。</p> <p>ウ 別表第5に記すバリアフリー基準に適合すること。</p> <p>エ 敷地面積が300㎡以上であること。</p>                               |
| <p>(2)</p> <p>まちづくり建替え</p> | <p>ア 共同建替え、協調建替えであること。</p> <p>イ (1)のアからウに該当すること。</p> <p>ウ 敷地面積が300㎡以上であること。協調建替えの場合にあつては、道路、広場、屋外駐車場等の有効空地が原則として敷地面積の10%以上確保されること。</p> <p>エ 協調建替えの場合においては、形態又は意匠で一体性に配慮した計画であること。</p> |

別表第5 バリアフリー基準

|                           |  |
|---------------------------|--|
| <p>(1)</p> <p>住棟・配置計画</p> | <p>ア 避難通路<br/>         避難階の出入り口から道路に至る避難経路(歩行者専用通路)の有効幅員は、1.5m以上とし、通路に段差がある場合はスロープ(手摺付き)等を設け、段差解消を図ること。なおこのスロープは原則として1/12以下の勾配とすること。</p> <p>イ 階段手摺<br/>         原則として、階段には手摺(高さ80cm程度の位置)を設けること。</p> <p>ウ 廊下<br/>         廊下の有効幅員は、1.2m以上とし、アルコーブ部分を含めて段差解消を図ること。ただし、玄関戸を外に開いた状態での有効幅員は、0.9m以上とすること。</p> |
| <p>(2)</p> <p>住戸計画</p>    | <p>ア 住戸内の段差<br/>         住戸内の床は、原則として段差のない構造とすること。ただし、浴室及び玄関上がり框は除く。</p> <p>イ 手摺りの設置<br/>         浴室及び便所に手摺(立ち上がり棒)を設けること。</p>   |

別表第6

| 種類          | 補助事業   | 額   |
|-------------|--|---|
| 除却等費<br>補助金 | 木造賃貸住宅等の建替えに伴う次の各号に掲げる工事等を内容とする事業<br>(1) 既存建築物の除却工事<br>(2) 第1号の除却工事に伴う入居者の立ち退き | 左に掲げる(1)及び(2)に係る通常生じる損失の補償に要する費用の合算額(市長が別に定める基準により算定した額を限度とする。)の3分の1以内とする。ただし、市長が特に認めるときは3分の2以内とする。 |

| 種類       | 補助事業                           | 額   |
|----------|--------------------------------|---|
| 建築設計費補助金 | 木造賃貸住宅等の建替えに伴う建築物に係る設計委託に関する事業 | <p>左に掲げる事業のうち、下記に要する費用（非住宅部分に係る費用を除き、市長が別に定める基準により算定した額を限度とする。）の3分の1以内とする。ただし、市長が特に認めるときは3分の2以内とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 実施設計図書の作成</li><li>② 建築確認申請図書の作成</li></ul> |

| 種類                 | 補助事業  | 額   |
|--------------------|---|---|
| 共同施設<br>整備費<br>補助金 | <p>木造賃貸住宅等の建替えに伴う次の各号に掲げる整備費に該当する事業</p> <p>(1) 空地等整備費</p> <p>(2) 供給処理施設整備費</p> <p>(3) その他の施設等整備等費</p> | <p>次の1から3に掲げる費用の合算額(非住宅部分に係る費用を除き、市長が別に定める基準により算定した額を限度とする。)の3分の1以内とする。ただし、市長が特に認めるときは3分の2以内とする。</p> <p>(1) 空地等整備費</p> <p>① 通路整備費<br/>通路(公衆が住宅等の出入等に利用する道をいう。)の整備費のうち、整地、側溝の設置、舗装及び附帯設備の工事に要する費用</p> <p>② 駐車施設整備費<br/>公衆が常時利用できる非営利的駐車施設の整備費のうち、整地、側溝の設置、舗装及び附帯設備の工事に要する費用</p> <p>③ 児童遊園整備費<br/>児童遊園の整備費のうち、整地、側溝の設置、舗装、遊具等の設置及び附帯設備の工事に要する費用</p> <p>④ 緑地整備費<br/>緑地の整備費のうち、造成、植栽及び附帯設備の工事に要する費用</p> <p>⑤ 広場整備費<br/>広場の整備費のうち、整地、側溝の設置、舗装及び附帯設備の工事に要する費用</p> |

| 種類 | 補助事業 | 額   |
|----|------|---|
|    |      | <p>(2) 供給処理施設整備費</p> <p>① 給水施設整備費<br/>給水施設のうち、外部の給水幹線、ポンプ施設及び水槽(高置式、中間式及び地下式)相互をつなぐ管路、ポンプ施設並びに水槽の整備に要する費用</p> <p>② 排水施設整備費<br/>排水施設のうち、外部の下水道本管、ポンプ施設及び処理施設相互をつなぐ管路、ポンプ施設並びに処理施設の整備に要する費用</p> <p>③ 電気施設整備費<br/>電気施設のうち、外部の幹線、受変電設備及び自家発電設備相互をつなぐケーブル、受変電設備並びに自家発電設備の整備に要する費用</p> <p>④ ガス供給施設整備費<br/>ガス供給施設のうち、外部の本管とガスガバナー及びガスガバナー相互をつなぐ管路並びにガスガバナーの整備に要する費用</p> <p>⑤ 電話施設整備費<br/>電話施設のうち、外部の電話幹線と配線盤及び配線盤相互をつなぐケーブル並びに配線盤の整備に要する費用</p> |

| 種類 | 補助事業 | 額  |
|----|------|--|
|    |      | <p>⑥ ごみ処理施設整備費<br/>ごみ処理施設のうち、共同貯塵槽、共同ごみ搬送設備及び共同ごみ圧縮設備の整備に要する費用</p> <p>⑦ 熱供給施設整備費<br/>熱供給施設のうち、プラントと熱交換器（これに類する施設を含む。）をつなぐ管路及び熱交換器（これ類する施設を含む。）の整備に要する費用</p> <p>(3) その他の施設等整備等費</p> <p>① 共用通行部分整備費<br/>共用通行部分（廊下、階段、エレベーター及びホールをいい、個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所、ホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く。）の整備に要する費用で次式により算出した額</p> $P = C \times \frac{S1}{S2} + E$ <p>ただし、<br/> P: 共用通行部分の整備に要する費用<br/> C: 住宅等の建築主体工事費（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除いた額。）<br/> S1: 補助対象となる共用通行部分の床面積の合計<br/> S2: 住宅等の延べ面積<br/> E: エレベーターの設備工事費</p> |

| 種類 | 補助事業 | 額  |
|----|------|--|
|    |      | <p>② 機械室(電気室を含む。)設置費</p> <p>③ 集会所及び管理事務所等整備費<br/>集会所、管理事務所及びサービスフロントの整備に要する費用</p> <p>④ 避難設備設置費<br/>避難設備のうち、排煙設備、非常用照明装置及び防火戸(通路、階段及び出入りに設けるものをいう。)等の設備の設置に要する費用</p> <p>⑤ 消火設備及び警報設備設置費</p> <p>⑥ 監視装置設置費<br/>監視装置(防犯カメラ、防犯システム等を含む。)の設置費のうち、給水施設、受変電設備、消防施設、エレベーター、エントランス、駐車場等に係る監視装置の設置に要する費用</p> <p>⑦ 立体的遊歩道及び人口地盤施設整備費</p> <p>⑧ 避雷設備設置費</p> <p>⑨ 電波障害防除設備設置費<br/>電波障害防除設備(住宅等の建設によってテレビ聴視障害を受ける施行地区外の区域へのテレビ共同聴視施設をいう。)の設置費のうち共同アンテナ、配線及びその他の必要附帯設備の設置に要する費用</p> |

## 要綱様式及び規則様式

### 要綱様式

| 書類の名称                      | 様式     |
|----------------------------|--------|
| 事前協議書 (要綱第4条第1項)           | 第1号様式  |
| 補助金等不交付決定通知書 (要綱第7条第2項)    | 第2号様式  |
| 補助事業中止・廃止承認申込書 (要綱第8条)     | 第3号様式  |
| 補助事業変更承認申込書 (要綱第9条第1項)     | 第4号様式  |
| 補助事業変更承認・不承認通知書 (要綱第9条第2項) | 第5号様式  |
| 補助金交付決定取消・変更通知書 (要綱第10条)   | 第6号様式  |
| 着手届 (要綱第11条第1項)            | 第7号様式  |
| - (-)                      | 第8号様式  |
| 補助金交付請求書 (要綱第13条)          | 第9号様式  |
| 地位承継承認申込書 (要綱第15条第2項)      | 第10号様式 |
| 地位承継承認・不承認通知書 (要綱第15条第3項)  | 第11号様式 |
| 代表者選任届 (要綱第16条第2項)         | 第12号様式 |
| 建替事業完了届 (要綱第18条第1項)        | 第13号様式 |
| 建替完了確認通知書 (要綱第18条第2項)      | 第14号様式 |

### 規則様式

| 書類の名称                               | 様式      |
|-------------------------------------|---------|
| 補助金等交付申込書 (規則第3条)<br>(要綱第4条第2項)     | 別記様式第1号 |
| 補助金等交付決定通知書 (規則第6条)<br>(要綱第7条第1項)   | 別記様式第2号 |
| 補助事業等実績報告書 (規則第10条)<br>(要綱第12条)     | 別記様式第3号 |
| 補助金等交付確定通知書 (規則第11条)<br>(要綱第12条第3項) | 別記様式第4号 |

(第1号様式)

事前協議書

年 月 日

(あて先)豊中市長

|     |     |   |
|-----|-----|---|
| 申込者 | 住所  |   |
|     | 連絡先 |   |
|     | 氏名  | 印 |
|     | 住所  |   |
|     | 氏名  | 印 |
|     | 住所  |   |
|     | 氏名  | 印 |

(法人又は団体の場合は、その名称及び代表者)

豊中市木造賃貸住宅等の建替えに係る補助金交付要綱第4条第2項の規定に基づき、  
下記の書類を添えて協議を申し出ます。

(添付書類)

- ・ 事業計画書
- ・ 付近見取図
- ・ 現況写真
- ・ 家屋台帳閲覧同意書

軽

<建替え前の建築物に関する書類>

- ・ 除却計画図
- ・ 床面積計算書
- ・ 借家人一覧表

<建替え後の建築物に関する書類>

- ・ 建築計画図
- ・ 計画建築物面積表
- ・ 整備基準チェックリスト

※提出書類は、A4サイズを基本とする。

※写真はカラー印刷とする。

(第2号様式)

豊中市指令 第 号

補助金等不交付決定通知書

年 月 日  
( 年)

様

豊中市長

年 月 日づけで申込みのあった補助金等については、審査の結果、下記の理由により交付することができないので、通知します。

| 補助金等の名称 |  |
|---------|--|
| 理由      |  |

(第3号様式)

補助事業中止・廃止承認申込書

年 月 日

(あて先)豊中市長

申込者 住所  
氏名 印

(法人又は団体の場合は、その名称及び代表者)

年 月 日づけで申込みし、年 月 日豊中市指令  
第 号で交付決定された補助事業を(中止・廃止)したいので申し込みます。

|           |              |
|-----------|--------------|
| 中止・廃止の理由  |              |
| 中止・廃止後の措置 |              |
| 中止の期間     | 年 月 日～ 年 月 日 |

(添付書類)

補助金等交付決定通知書(写)

(第4号様式)

補助事業変更承認申込書

年 月 日

(あて先)豊中市長

申込者 住所  
氏名 印

(法人又は団体の場合は、その名称及び代表者)

年 月 日づけで申込みし、年 月 日豊中市指令  
第 号で交付決定された補助事業を変更したいので申し込みます。

|       |  |
|-------|--|
| 変更の内容 |  |
| 変更の理由 |  |

(添付書類)

補助金等交付決定通知書(写)

変更内容が分かる資料(補助金等交付申込書の関係書類に準ずる。)

(第5号様式)

豊中市指令 第 号

補助事業変更承認・不承認通知書

年 月 日  
( 年)

様

豊中市長

年 月 日づけで申込みのあった補助事業の変更については、次のとおり(承認した・不承認である)ので通知します。

|        |  |
|--------|--|
| 承認の内容  |  |
| 不承認の理由 |  |

(第6号様式)

豊中市指令 第 号

補助金交付決定取消・変更通知書

年 月 日  
( 年)

様

豊中市長

年 月 日豊中市指令 第 号で通知した補助金の交付決定を(取り消す・変更する)ので、豊中市木造賃貸住宅等の建替えに係る補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

|          |  |
|----------|--|
| 変更の内容    |  |
| 変更・取消の理由 |  |

(第7号様式)

着手届

年 月 日

(あて先)豊中市長

申込者 住所

氏名

印

(法人又は団体の場合は、その名称及び代表者)

次のとおり事業に着手しますので、届出します。

|                           |                                |
|---------------------------|--------------------------------|
| 補助事業の名称                   |                                |
| 補助金の名称                    |                                |
| 補助金の交付決定又は<br>変更決定年月日及び番号 | 年 月 日 豊中市指令 第 号                |
| 着手年月日                     | 年 月 日                          |
| 事業完了予定年月日                 | 年 月 日                          |
| 設計・工事等の<br>施行業者住所氏名       |                                |
| 登録番号                      | ( )級建築士事務所 第( )号<br>建設業者 第( )号 |

(添付書類)

補助金等交付決定通知書(写)

除却工事契約書(写)、建築設計委託契約書(写)、建設工事請負契約書(写)

(第9号様式)

補助金交付請求書

年 月 日

(あて先)豊中市長

申込者 住所  
氏名 印  
(法人又は団体の場合は、その名称及び代表者)

次のとおり補助金を請求します。

|                           |                 |
|---------------------------|-----------------|
| 補助事業の名称                   |                 |
| 補助金の名称                    |                 |
| 補助金の交付決定又は<br>変更決定年月日及び番号 | 年 月 日 豊中市指令 第 号 |
| 補助金交付決定額                  | 円               |
| 確定補助金額                    | 円               |
| 補助金請求額                    | 円               |

上記金額を下記口座に振込み願います。

|            |             |
|------------|-------------|
| 金融機関名・支店名  |             |
| 口座番号       |             |
| 振込口座名義     |             |
| 住所、電話番号    |             |
| 預金種目(番号に○) | 1. 普通 2. 当座 |

(添付書類)

補助金等交付決定通知書(写)、補助金確定通知書(写)

(第10号様式)

地位承継承認申込書

年 月 日

(あて先)豊中市長

被承継者 住所  
氏名 実印  
(法人又は団体の場合は、その名称及び代表者)

承継者 住所  
氏名 実印  
(法人又は団体の場合は、その名称及び代表者)

次の理由により、地位を継承したいので、関係書類を添えて申し込みます。

|                           |                 |
|---------------------------|-----------------|
| 補助事業の名称                   |                 |
| 補助金の名称                    |                 |
| 補助金の交付決定又は<br>変更決定年月日及び番号 | 年 月 日 豊中市指令 第 号 |
| 理 由                       |                 |

(添付書類)

- 補助金等交付決定通知書(写)、印鑑証明書
- 権利の承継を証する書類
- 補助金交付決定対象者全員の同意を証する書類

(第11号様式)

豊中市指令 第 号

地位承継承認・不承認通知書

年 月 日  
( 年)

様

豊中市長

年 月 日づけで申込みのあった地位承継承認については、(承認した・不承認である)ので通知します。

|                           |    |                 |
|---------------------------|----|-----------------|
| 補助事業の名称                   |    |                 |
| 補助金の名称                    |    |                 |
| 補助金の交付決定又は<br>変更決定年月日及び番号 |    | 年 月 日 豊中市指令 第 号 |
| 被承継者                      | 住所 |                 |
|                           | 氏名 |                 |
| 承継者                       | 住所 |                 |
|                           | 氏名 |                 |
| 不承認の理由                    |    |                 |

(第12号様式)

代表者選任届

年 月 日

(あて先)豊中市長

住所  
氏名 実印

年 月 日に申し込みした豊中市木造賃貸住宅等の建替えに係る補助金に関する一切の手続きについて、下記の者を私共の代表者と定めましたので、豊中市木造賃貸住宅等の建替えに係る補助金交付要綱第16条第2項の規定に基づき届出します。

記

住 所

氏 名

(添付書類)

印鑑証明書

(第13号様式)

建替事業完了届

年 月 日

(あて先)豊中市長

申込者 住所  
氏名 印

(法人又は団体の場合は、その名称及び代表者)

次のとおり建替事業が完了しましたので、届出します。

|                           |                                    |
|---------------------------|------------------------------------|
| 補助事業の名称                   |                                    |
| 補助金の名称                    |                                    |
| 補助金の交付決定又は<br>変更決定年月日及び番号 | 年 月 日 豊中市指令 第 号<br>年 月 日 豊中市指令 第 号 |
| 建替事業完了年月日                 | 年 月 日                              |
| 設計・工事等の<br>施行業者住所氏名       | ( ) 級建築士事務所 第( )号                  |
|                           | 建設業者 第( )号                         |

(添付書類)

建築基準法第7条第5項に規定する検査済証(写)

(第14号様式)

豊中市指令 第 号

建替完了確認通知書

年 月 日  
( 年)

様

豊中市長

年 月 日づけで提出のあった建替事業の完了については、豊中市  
木造賃貸住宅等の建替えに係る補助金交付要綱第18条第2項の規定により、交付決定の  
内容及びこれに付した条件等に適合していると認めたので、通知します。

|                           |                 |
|---------------------------|-----------------|
| 補助事業の名称                   |                 |
| 補助金の名称                    |                 |
| 補助金の交付決定又は<br>変更決定年月日及び番号 | 年 月 日 豊中市指令 第 号 |

補助金等交付申込書

年 月 日

(あて先)豊中市長

|     |          |    |
|-----|----------|----|
| 申込者 | 住所<br>氏名 | 実印 |
|     | 住所<br>氏名 | 実印 |

(法人又は団体の場合は、その名称及び代表者)

豊中市補助金等交付規則第3条の規定により補助金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

|         |   |
|---------|---|
| 補助金等の名称 |   |
| 補助金等申込額 | 円 |

(関係書類)

1 事業計画書

- ・ 建替え計画書
- ・ 建替(個別)計画表

2 予算書

- ・ 資金計画書
- ・ 建替事業費の算出内訳
- ・ 補助金額算定書、限度額算出書 (※市が限度額比較を行い、作成したもの。)
- ・ 見積書等

| 除却等費補助金  | 建築設計費補助金 | 共同施設整備費補助金                                   |
|----------|----------|--|
| ・ 見積書(写) | ・ 見積書(写) | ・ 見積書(写)<br>・ 積算書<br>・ A設計書<br>・ B設計書(※市が作成) |

3 建築物等に関する書類

- ・ 付近見取図

<建替え前の建築物に関する書類>

- ・ 除却計画図
- ・ 床面積計算書
- ・ 借家人一覧表、借家契約書(写)

<建替え後の建築物に関する書類>

- ・ 建築計画図
- ・ 共同施設計画図 (※共同施設整備費の申込みの場合に必要。)
- ・ 計画建築物面積表
- ・ 数量計算書 (※計算根拠となる図面等を適宜添付すること。)
- ・ 整備基準チェックリスト

4 その他の添付書類

- ・ 現況写真
- ・ 印鑑証明書
- ・ 公図(写)
- ・ 登記簿謄本(土地、建物)(写)
- ・ 相続関係説明図、戸籍謄本 (※相続登記ができていない場合)
- ・ 家屋台帳閲覧同意書
- ・ 建替え承諾書 (※土地所有者が建物所有者と異なる場合)
- ・ 委任状(※代理人に手続きを委任する場合)

※提出書類は、A4サイズを基本とする。

※写真はカラー印刷とする。

別記様式第2号

豊中市指令 第 号

補助金等交付決定通知書

年 月 日  
( 年)

様

豊中市長

年 月 日づけで申込みのあった補助金等については、次のとおり決定したので、豊中市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

|           |   |
|-----------|---|
| 補助金等の名称   |   |
| 補助金等交付決定額 | 円 |

(交付の条件)

- (1) 補助事業の内容の変更(市長の認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の続行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 当該補助金に係る収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助金の対象となった事業の完了する日の属する年度の末日から5年間保存すること。

補助事業等実績報告書

年 月 日

(あて先)豊中市長

申込者 住所  
氏名 印  
(法人又は団体の場合は、その名称及び代表者)

年 月 日づけで申込みし、年 月 日豊中市指令  
第 号で交付決定された補助事業等に係る実績を豊中市補助金等交付規則第  
10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

|                      |       |                |       |
|----------------------|-------|----------------|-------|
| 補助事業等の名称             |       |                |       |
| 補助事業等<br>着手年月日       | 年 月 日 | 補助事業等<br>完了年月日 | 年 月 日 |
| 補助事業等<br>の経過及び<br>概要 |       |                |       |

(関係書類)

1 決算書

- ・ 収支内訳書
- ・ 補助金額算定書(※市が限度額比較を行い、作成したもの。)

2 要綱第12条に規定する添付書類

| 除却等費<br>補助金  | 建築設計費<br>補助金   | 共同施設整備費<br>補助金   |
|--|--|--|
| ・借家人補償金の支払いを<br>証する書類(写)<br>・除却工事契約書(写)<br>・契約代金の支払いを証する<br>書類(写)<br>・工事完了現場写真 | ・建築計画図書<br>(計画書、設計書、計画<br>図、設計図等)<br>・建築設計委託契約書(写)<br>・契約代金の支払いを証する<br>書類(写) | ・工事完成写真<br>・検査済証(写)<br>・建設工事請負契約書(写)<br>・契約代金の支払いを証する<br>書類(写) |

3 その他の補助項目別添付書類

| 除却等費<br>補助金 | 建築設計費<br>補助金 | 共同施設整備費<br>補助金 |
|-------------|--------------|----------------|
|             | ・確認済証(写)     |                |

4 その他の添付書類

- ・ 補助金等交付決定通知書(写)
- ・ 附近見取図
- ・ 整備基準チェックリスト

※提出書類は、A4サイズを基本とする。

※写真はカラー印刷とする。

別記様式第4号

豊中市指令 第 号

補助金等交付確定通知書

年 月 日  
( 年)

様

豊中市長

年 月 日づけで報告のあった補助金等については、次のとおり確定  
したので、豊中市補助金等交付規則第11条の規定により通知します。

|           |   |
|-----------|---|
| 補助金等の名称   |   |
| 補助金等交付決定額 | 円 |
| 補助金等交付確定額 | 円 |